

本号で公布された 法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三〇八号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七号）附則ただし書に規定する規定は、平成三十一年一月一日から施行することとした。

◇民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇九号）（法務省）

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四四号）の施行期日は平成三十一年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年三月一日とすることとした。

◇原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三一〇号）（原子力規制委員会）

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第一五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年一月一日とすることとした。

◇原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三一一号）（原子力規制委員会）

1 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第一五号。以下「改正法」という。）の一部

の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第五条関係）

2 この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行することとした。

◇児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一二号）（厚生労働省）

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年四月二日とすることとした。

◇児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第三二二号）（厚生労働省）

1 児童福祉法に関する審議会その他の合議制の機関等の権限のうち、引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権者等の意に反する場合において、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行おうとするとき、答権限を削除することとした。（本則関係）

2 この政令は、平成三十一年四月二日から施行することとした。

政 令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十一年一月一日とする。

外務大臣 河野 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九号

民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

民法の一部を改正する法律の施行期日は平成三十一年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年三月一日とする。

法務大臣 上川 陽子
内閣総理大臣 安倍 晋三

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年十月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
財務大臣 麻生 太郎
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 中川 雅治

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。